

研究の現場から

道徳科学研究センターの
研究動向

家と法のり

廣池千九郎博士の研究から

道徳科学研究センター「伝統文化研究室客員研究員

久禮 巨雄くれ あきお

モラロジーにおいて重視される「家」ですが、中国の「家」と、日本の「イエ」に違いがあることは、すでに廣池千九郎博士をはじめ、多くの研究者が指摘するところです。

廣池博士は、『東洋法制史序論』において、日本の「ノリ」と中国の「法」の違いについて論じられ、中国の「法」は「さんずい」を含むことから、水のように平らかなるものと考えられており、「中正・平均」であることが理想とされたが、日本の場合は、君主の「ノリ(宣り)」告げる「おことば」、「みことりの(詔)」が法律・規範とされたと論じられました。

なぜ、日本では君主の「おことば」が「法(ノリ)」となり、中国ではそ

ならなかったのでしょうか。それについて廣池博士は学位論文の『東洋法制史本論』で、中国と日本の家族制度の違いに注目されました。即ち、中国の「家」とは、それぞれ別の集団(劉・李・趙などの姓を共有する「宗」として存在し、絶え間ない競争の末に、特定の家が皇帝となるかたちをとります。そのため、他の家は常に皇帝の「法」が、「中正・平均」であるかどうかを監視し、ひとたびその政治が偏っていると見なされた場合は反乱が起こり、別の姓を持つ人物が皇帝となる(易姓革命)という歴史が繰り返されてきたと論じています。

一方、日本の「イエ」の場合は、多

くの家(正確には藤原・大伴・源・平などの「氏」から近衛・足利・徳川などの「家」が分立)が歴代の天皇やその臣下を祖として成立し、皇室に他の氏・家が取って代わるということがなかったため、皇室を「本家」の家長とし、その言葉を「分家」

の構成員が守るべきものとして承るかたちが長く続いたと論じています。では、なぜ皇室を中心とした「家族国家」的なあり方が長く続いたのでしょうか。そこで廣池博士は、皇室や、中国において「無冠の帝王」とされた孔子の子孫などの例から、「道

徳」の研究へと進まれることとなります。

この議論は、廣池博士の師で、東京帝国大学教授の穂積陳重の「日本全国民は一大家族を形成するものにして、皇室は……宗室たり、臣民は……分家たる関係に在る」ことが大日本帝国憲法の根拠である(「祖先祭祀と日本法律」とした主張や、その弟で、同じく東京帝国大学教授を務めた穂積八束の、日本においてヨーロッパのキリスト教に相当するものとして「祖先教」があったとする議論を前提としたものと考えられます。



穂積家から廣池に贈られた聖徳太子像